

鹿屋市告示第 133 号

鹿屋市補助金等交付規則第 3 条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 31 日 決 裁

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 水利施設管理強化事業の項補助対象経費の欄中「規定する」の次に「水利
施設管理強化計画及び」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。